

## 市町村特別給付利用における留意事項

### 1 ミドルステイサービスについて

#### (1) サービス利用届出書関係について

- ① 介護者の入院に伴ってサービス利用を開始した場合、介護者の入院状況と入院期間がわかる証明書等を必ず添付下さるようお願いします。
- ② 介護者の傷病、冠婚葬祭等の社会的理由によってサービス利用を開始した場合、届出書においてなるべく具体的かつ詳細に利用理由をご記入いただく必要があります。

#### (2) 利用回数について

介護者の入院による場合、社会的理由による場合、いずれの場合でも利用回数の制限として、原則的に1理由につき1回に限る（同一理由による再利用や延長は認められない）としております。

#### (3) 介護者の退院月の特例について

ミドルステイサービスの利用期間が「介護保険の居宅介護サービス費の支給対象となる期間を除く」と規定されていることから、月途中の退院であったとしても、あくまで介護保険による居宅介護サービス（法定サービス）による利用が優先され、支給限度基準額を超えた段階でミドルステイサービスの利用対象となります。

ただし、介護者の月途中の退院であったとしても、当初からケアプランにミドルステイサービスが組み込まれており、最終的に当該月の支給限度基準額を使い切っていることが、当課において兵庫県国保連合会の給付実績と突合し、確認できた場合にはミドルステイサービスの給付対象として、支給決定することとしています。

### 2 緊急ショートステイサービスについて

#### 利用認定申請書の提出について

緊急ショートステイサービスの場合、利用に際しては「緊急ショートステイサービス利用認定申請書」を提出いただき、市の利用認定が必要ですが、施設入所に至るまで介護保険による居宅介護サービス（法定サービス）のみの利用でまかなえた場合、緊急ショートステイサービス費の請求は必要なくなります。

この場合において、利用認定申請書を未だ提出していない場合は、提出する必要はありませんが、1日でも緊急ショートステイサービスとして、サービス利用した（費用請求の必要が生じた）場合には、速やかに利用認定を申請いただくようお願いいたします。

### 3 緊急一時保護サービスについて

利用期間の延長について

緊急一時保護サービスを利用して介護保険による法定サービスを超えての利用は原則最大7日間ですが、居宅要介護被保険者等の避難を継続する特別の事情があると認めるときは、7日以内の期間を定めて1回に限り延長することができます。延長の判断は各区と介護保険課で協議のうえ決定いたしますので、介護保険課までご相談いただきますようお願いいたします。

### 4 災害時ショートステイサービスについて

震災、風水害、火災等の災害等により、一時的に居宅等において日常生活を営むことに支障が生じた方は、サービス利用届出書及び災害の内容等が分かる書類（罹災証明の申請書類等）を必ず添付下さるようお願いいたします。

### 5 その他市町村特別給付支給関係

ミドルステイサービス費、緊急ショートステイサービス費、緊急一時保護サービス費のいずれにつきましても、支給限度基準額の使い残しが無いか等、兵庫県国保連合会の給付実績と突合して確認のうえ支給決定させていただくこととなります。

このため、給付実績と請求内容が符合しない場合や、支給限度基準額の使い残しがあった場合等で請求書の訂正をお願いする等の関係で、費用の支給が大幅に遅れる場合がありますので、恐れ入りますが、事前にご了解下さるようお願いいたします。